

さいたま市告示第1462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和7年9月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字中原後190番1、190番4、190番5、190番7、190番8、190番9、190番10、190番11、190番12、190番13、190番14、190番15、190番16、190番17、190番18、190番19、190番20、223番151、223番191、223番192、223番193、223番194、223番195、223番196

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市今泉三丁目10番地11

株式会社アイダ設計 代表取締役 會田 貞光

3 許可番号

令和7年7月22日

第 変 - S 2 0 2 4 0 0 6 号

4 検査済証番号

令和7年9月12日

第 完 - S 2 0 2 4 0 0 6 号